

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

学校の ICT 化に向けた環境整備等に係る事業については、計画的に推進する必要があるため、学事課内に「ICT 整備係」を新設する。

また、こうふ開府に係る事業については、計画的に推進する必要があるため、市長直轄組織の情報発信課から教育部生涯学習課に移管し、当該課内に「こうふ愛醸成係」を新設する。

このため、甲府市教育委員会事務分掌規則については、これらの改正と併せてその他所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 学校教育課内の「情報化推進係」を「ICT 推進係」に変更する。
- (2) 学事課内に「ICT 整備係」を新設する。
- (3) 生涯学習課内に「こうふ愛醸成係」を新設する。
- (4) 歴史文化財課内の「武田氏館跡歴史館」が指定管理者になることから、一部を変更する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

4 改正の案文

別紙 新旧対照表及び規則案文参照

5 教育委員会への議題時期

令和5年3月臨時教育委員会（3月28日開催）

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																						
<p>○甲府市教育委員会事務分掌規則</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月31日 教委規則第1号</p> <p>第1条から第2条まで（略）</p> <p>第3条 前条に定める部に、次の表の左欄に掲げる室等を置き、当該室等にそれぞれ同表中欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室等</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育総室</td> <td style="text-align: center;">総務課</td> <td style="text-align: center;">総務係、学校規模適正係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;">教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学事課</td> <td style="text-align: center;">学事係、ICT整備係、保健給食係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育施設課</td> <td style="text-align: center;">計画係、営繕係、設備係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">生涯学習室</td> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歴史文化財課</td> <td style="text-align: center;">文化財保護係、文化財活用係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">スポーツ係、企画整備係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める課の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。 （組織の特例）</p> <p>第3条の2 教育委員会は、緊急かつ重要な課題等に対し、弾力的に事業促進を図り事務を処理するため、必要があると認めるときは、特別な組織を</p>	室等	課	係	教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、 ICT推進係 、学務係	学事課	学事係、 ICT整備係 、保健給食係	教育施設課	計画係、営繕係、設備係	生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、 こうふ愛醸成係	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係	<p>○甲府市教育委員会事務分掌規則</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月31日 教委規則第1号</p> <p>第1条から第2条まで（略）</p> <p>第3条 前条に定める部に、次の表の左欄に掲げる室等を置き、当該室等にそれぞれ同表中欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室等</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育総室</td> <td style="text-align: center;">総務課</td> <td style="text-align: center;">総務係、学校規模適正係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;">教職員係、教育指導係、学校危機管理係、情報化推進係、学務係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学事課</td> <td style="text-align: center;">学事係、新規、保健給食係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育施設課</td> <td style="text-align: center;">計画係、営繕係、設備係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">生涯学習室</td> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">生涯学習係、芸術係、新規</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歴史文化財課</td> <td style="text-align: center;">文化財保護係、文化財活用係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">スポーツ係、企画整備係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める課の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。 （組織の特例）</p> <p>第3条の2 教育委員会は、緊急かつ重要な課題等に対し、弾力的に事業促進を図り事務を処理するため、必要があると認めるときは、特別な組織を</p>	室等	課	係	教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、 情報化推進係 、学務係	学事課	学事係、 新規 、保健給食係	教育施設課	計画係、営繕係、設備係	生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、 新規	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係
室等	課	係																																					
教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係																																					
	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、 ICT推進係 、学務係																																					
	学事課	学事係、 ICT整備係 、保健給食係																																					
	教育施設課	計画係、営繕係、設備係																																					
生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、 こうふ愛醸成係																																					
	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係																																					
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係																																					
室等	課	係																																					
教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係																																					
	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、 情報化推進係 、学務係																																					
	学事課	学事係、 新規 、保健給食係																																					
	教育施設課	計画係、営繕係、設備係																																					
生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、 新規																																					
	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係																																					
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係																																					

議題：第8号

編成することができる。

2 前項に定める組織が所掌する事務については、この規定にかかわらず、当該組織の分掌事務とする。

第4条から第12条まで (略)

(武田氏館跡歴史館)

第12条の2 武田氏館跡歴史館条例(平成30年9月条例第24号)第1条の規定に基づき設置された武田氏館跡歴史館は、歴史文化財課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 指定管理者が行う管理以外の武田氏館跡歴史館の管理に関すること。

削る

削る

第13条から第19条まで (略)

(教育機関の職)

第20条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表右欄に掲げる職を置く。

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
<u>削る</u>		<u>削る</u>

編成することができる。

2 前項に定める組織が所掌する事務については、この規定にかかわらず、当該組織の分掌事務とする。

第4条から第12条まで (略)

(武田氏館跡歴史館)

第12条の2 武田氏館跡歴史館条例(平成30年9月条例第24号)第1条の規定に基づき設置された武田氏館跡歴史館は、歴史文化財課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関すること。

(2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関すること。

(3) 武田氏館跡歴史館の管理運営に関すること。

第13条から第19条まで (略)

(教育機関の職)

第20条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表右欄に掲げる職を置く。

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
<u>武田氏館跡歴史館</u>		<u>館長</u>

議題：第8号

2 前項に定めるもののほか、教育研修所に所長を置き、所長は学校教育課長をもって充てる。

3 第16条から第19条までの規定は、教育機関の各職の職務及び代理について準用する。

第21条から第22条まで (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

室等	課等	分掌事務
	学校教育課	(1) 教職員の人事、服務、検定及び免許に関すること。 (2) 学校経営、教育課程、学習指導等についての指導助言に関すること。 (3) 教科書の採択に関すること。 (4) 特別支援教育に関すること。 (5) 教職員の研修に関すること。 (6) 教育相談に関すること。 (7) 教職員の給与に関すること。 (8) 教育国際交流に関すること。 (9) 学校内外の危機管理に関すること。 (10) 教育研修所の運営管理に関すること。 (11) 学校教育の振興及び学校教育諸団体との連絡調整に関すること。

2 前項に定めるもののほか、教育研修所に所長を置き、所長は学校教育課長をもって充てる。

3 第16条から第19条までの規定は、教育機関の各職の職務及び代理について準用する。

第21条から第22条まで (略)

新 規

新 規

別表

室等	課等	分掌事務
	学校教育課	(1) 教職員の人事、服務、検定及び免許に関すること。 (2) 学校経営、教育課程、学習指導等についての指導助言に関すること。 (3) 教科書の採択に関すること。 (4) 特別支援教育に関すること。 (5) 教職員の研修に関すること。 (6) 教育相談に関すること。 (7) 教職員の給与に関すること。 (8) 教育国際交流に関すること。 (9) 学校内外の危機管理に関すること。 (10) 教育研修所の運営管理に関すること。 (11) 学校教育の振興及び学校教育諸団体との連絡調整に関すること。

議題：第8号

学事課	<p>(1 2) 学校のICT教育の推進に関する事。</p> <p>(1) 学校の管理に関する事。</p> <p>(2) 学級編制、通学区域、通学及び転入学に関する事。</p> <p>(3) 教材教具、設備及び備品等に関する事。</p> <p>(4) 入学準備金に関する事。</p> <p>(5) その他学校教育の振興に関する事。</p> <p>(6) 学校の環境衛生及び給食設備等の整備に関する事。</p> <p>(7) 学校給食関係団体に関する事。</p> <p>(8) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関する事。</p> <p>(9) 学校給食に係る栄養管理及び衛生管理の指導並びに調査及び研修に関する事。</p> <p>(1 0) 就学援助に関する事。</p> <p>(1 1) 就学時健康診断の実施に関する事。</p> <p>(1 2) 健康診断、感染症予防等の指導に関する事。</p> <p>(1 3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</p> <p>(1 4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(1 5) 学校保健に関する事。</p> <p>(1 6) 学校保健団体との連絡調整に関する事。</p>	学事課	<p>(1 2) 学校の情報化の推進に関する事。</p> <p>(1) 学校の管理に関する事。</p> <p>(2) 学級編制、通学区域、通学及び転入学に関する事。</p> <p>(3) 教材教具、設備及び備品等に関する事。</p> <p>(4) 入学準備金に関する事。</p> <p>(5) その他学校教育の振興に関する事。</p> <p>(6) 学校の環境衛生及び給食設備等の整備に関する事。</p> <p>(7) 学校給食関係団体に関する事。</p> <p>(8) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関する事。</p> <p>(9) 学校給食に係る栄養管理及び衛生管理の指導並びに調査及び研修に関する事。</p> <p>(1 0) 就学援助に関する事。</p> <p>(1 1) 就学時健康診断の実施に関する事。</p> <p>(1 2) 健康診断、感染症予防等の指導に関する事。</p> <p>(1 3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</p> <p>(1 4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(1 5) 学校保健に関する事。</p> <p>(1 6) 学校保健団体との連絡調整に関する事。</p>
-----	---	-----	---

議題：第8号

生涯学習室	生涯学習課 (17) 学校給食費の徴収管理に関する事。 <u>(18) 学校のICT環境の整備に関する事。</u> (1) 生涯学習推進本部に関する事。 (2) 生涯学習ビジョンに関する事。 (3) まなびフェスティバル事業に関する事。 (4) まなび奨励ポイント制度に関する事。 (5) 出前講座に関する事。 (6) 放課後子供教室に関する事。 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関する事。 (8) 社会教育委員に関する事。 (9) 公民館の総合調整に関する事。 (10) 成人式に関する事。 (11) 総合市民会館に関する事。 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関する事。 (13) 文化団体の育成及び助成に関する事。 (14) 文化芸術の普及と振興に関する事。 (15) 御岳文芸座の運営管理に関する事。 (16) 山崎方代の顕彰事業に関する事。 <u>(17) こうふ開府の日に関する事。</u> <u>(18) こうふ開府500年レガシー事業に関する事。</u>	習室	生涯学習課 (17) 学校給食費の徴収管理に関する事。 <u>新規</u> (1) 生涯学習推進本部に関する事。 (2) 生涯学習ビジョンに関する事。 (3) まなびフェスティバル事業に関する事。 (4) まなび奨励ポイント制度に関する事。 (5) 出前講座に関する事。 (6) 放課後子供教室に関する事。 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関する事。 (8) 社会教育委員に関する事。 (9) 公民館の総合調整に関する事。 (10) 成人式に関する事。 (11) 総合市民会館に関する事。 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関する事。 (13) 文化団体の育成及び助成に関する事。 (14) 文化芸術の普及と振興に関する事。 (15) 御岳文芸座の運営管理に関する事。 (16) 山崎方代の顕彰事業に関する事。 <u>新規</u> <u>新規</u>
-------	---	----	---

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

甲府市教育委員会

教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表教育総室、学校教育課の項中「情報化推進係」を「ICT推進係」に改め、同表教育総室、学事課の項中「学事係」の次に「、ICT整備係」を加え、同表生涯学習室、生涯学習課の項中「芸術係」の次に「、こうふ愛醸成係」を加える。

第12条の2各号を次のように改める。

(1) 指定管理者が行う管理以外の武田氏館跡歴史館の管理に関する事。

第20条第1項の表武田氏館跡歴史館の項を削る。

別表教育総室、学校教育課の項第12号中「情報化」を「ICT教育」に改める。

別表教育総室、学事課の項に次の1号を加える。

(18) 学校のICT環境の整備に関する事。

別表生涯学習室、生涯学習課の項に次の2号を加える。

(17) こうふ開府の日に関する事。

(18) こうふ開府500年レガシー事業に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について（原案）

1 改正理由

こうふ開府に係る事業については、計画的に推進する必要があることから、市長直轄組織の情報発信課から教育部生涯学習課に移管し、当該課内に「こうふ愛醸成係」を新設する。

このため、甲府市教育委員会事務局規程については、新設に係る改正と併せてその他所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 生涯学習課内に「こうふ愛醸成係」の新設に伴う事案決定等の改正を行う。
- (2) 歴史文化財課内の「武田氏館跡歴史館」が指定管理者となることから事案決定等の改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

4 改正の案文

別紙 新旧対照表及び規則案文参照

5 教育委員会への議題時期

令和5年3月臨時教育委員会（3月28日開催）

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年教育委員会規程第1号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
○甲府市教育委員会事務局事案決定規程 昭和48年4月28日 教委規程第1号					○甲府市教育委員会事務局事案決定規程 昭和48年4月28日 教委規程第1号				
生涯学習					生涯学習				
項目	決定区分			備考	項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長			部長	室長	課長	
<u>12 こうふ開府の日に関する事項</u>					新規				
<u>(1) こうふ開府の日に関すること。</u>	重要	一般的	輕易		新規	新規	新規		
<u>13 こうふ開府500年レガシー事業に関する事項</u>					新規				
<u>(1) こうふ開府500年レガシー事業に関すること。</u>	重要	一般的	輕易		新規	新規	新規		
歴史文化財					歴史文化財				
項目	決定区分			備考	項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長			部長	室長	課長	
3 武田氏館跡歴史館_____に関する事項					3 武田氏館跡歴史館 の運営管理 に関する事項				
<u>(1) 武田氏館跡歴史館の管理に関すること。</u>			○		<u>(1) 資料の調査、収集、保存、展示等に関すること。</u>			○	
削る			—		<u>(2) 施設のガイド活動に関すること</u>			○	

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、生涯学習から歴史文化財までの表を次のように改める。

生涯学習	項目	決定区分			備考
		部長	室長	課長	
	1 生涯学習の推進に関する事項				
	（1）生涯学習の推進に関すること。	重要		軽易	
	（2）関係諸団体との連絡調整に関すること。	同上		同上	
	2 社会教育委員に関する事項				
	（1）社会教育委員の会議の庶務に関すること。			○	
	（2）社会教育委員調査研究に関すること。			○	
	3 成人式に関する事項				
	（1）該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○	
	4 公民館及び地域集会所の運営管理並びに市民センターの施設の管理に関する事項				
	（1）公民館及び地域集会所の使用許可に関すること。			○	
	（2）公民館運営審議会の庶務に関すること。			○	
	（3）市民センターの施設の管理に関すること。			○	
	5 社会教育指導員に関する事項				

議題：第9号

(1) 社会教育指導員の服務研修に関する事			○	
6 社会教育団体に関する事項				
(1) 社会教育団体の育成に関する事			○	
7 社会教育各種学級に関する事項				
(1) 各種学級の育成に関する事			○	
8 その他公民館活動に関する事項				
(1) 公民館講座の開設運営に関する事			○	
(2) 民間ユネスコ活動の助言協力に関する事			○	
9 総合市民会館に関する事項				
(3) 総合市民会館の管理に関する事			○	
10 文化、芸術の振興に関する事項				
(1) 文化、芸術団体との連携育成に関する事			○	
11 御岳文芸座の運営管理に関する事項				
(2) 御岳文芸座の使用許可に関する事			○	
12 こうふ開府の日に関する事項				
(1) こうふ開府の日に関する事	重要	一般	輕易	
		的		
13 こうふ開府500年レガシー事業に関する事項				
(1) こうふ開府500年レガシー事業に関する事	重要	一般	輕易	
と。		的		

歴史文化財				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 文化財保護に関する事項				
(1) 指定文化財保持者への指導に関する事			○	
(2) 指定文化財の調査に関する事			○	
(3) 指定区域内における現状変更等に関する事			○	
(4) 文化財調査審議会の庶務に関する事			○	
2 藤村記念館の運営管理に関する事項				
(1) 資料の収集、保存に関する事			○	
(2) 運営協議会の庶務に関する事			○	
3 武田氏館跡歴史館_____に関する事項				
(1) 武田氏館跡歴史館の管理に関する事			○	
削る				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議題：第 10 号から第 13 号まで

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について（原案）

1 改正の理由及び改正規則

(1) 改正理由

令和 3 年 6 月に地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことを受け、甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例を令和 4 年 9 月市議会定例会に提案した。

議決された同条例を施行するにあたり、甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則等の改正を行う必要があり、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する規則

- ①甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則(平成 7 年 3 月教育委員会規則第 7 号)
- ②甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則(昭和 53 年 3 月教育委員会規則第 1 号)
- ③甲府市学校職員の勤務時間に関する規程(平成 4 年 7 月教育委員会規程第 3 号)
- ④甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程(平成 4 年 7 月教育委員会規程第 4 号)

2 改正概要

- ・地方公務員法の一部改正に伴い用語等を整備し、引用する条項を改める。

3 改正の案文

- ・別紙、規則改正案文 参照

4 施行期日

- ・令和 5 年 4 月 1 日施行とする。

議題:第 10 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年教育委員会規則第 7 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 3 月 3 1 日 教委規則第 7 号</p> <p>（時間外勤務を命ずる際の考慮）</p> <p>第 7 条 教育委員会は、職員に時間外勤務（条例第 9 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、定年前再任用短時間勤務職員（条例第 2 条第 1 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>（年次有給休暇の日数）</p> <p>第 9 条 条例第 1 3 条第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める日数は、20 日に定年前再任用短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数（1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1 5 5 時間に条例第 3 条第 2 項の規定に基づき定められた定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 4 5 分を 1 日として日に換算して得た日数（1 日未満</p>	<p>○甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 3 月 3 1 日 教委規則第 7 号</p> <p>（時間外勤務を命ずる際の考慮）</p> <p>第 7 条 教育委員会は、職員に時間外勤務（条例第 9 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、<u>再任用短時間勤務職員（条例第 2 条第 1 号に規定する</u>再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、<u>再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>（年次有給休暇の日数）</p> <p>第 9 条 条例第 1 3 条第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める日数は、20 日に<u>再任用短時間勤務職員</u>の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数（1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1 5 5 時間に条例第 3 条第 2 項の規定に基づき定められた<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 4 5 分を 1 日として日に換算して得た日数（1 日未満</p>

議題:第 10 号

の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))とする。ただし、その日数が労働基準法第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第 39 条第 1 項又は第 2 項に規定する継続勤務年数の計算に当たり **定年前再任用短時間勤務職員**の採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第 9 条の 2 条例第 13 条第 1 項第 2 号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表の日数欄に掲げる日数（**定年前再任用短時間勤務職員**にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において国家公務員等（条例第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が **定年前再任用短時間勤務**

の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))とする。ただし、その日数が労働基準法第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第 39 条第 1 項又は第 2 項に規定する継続勤務年数の計算に当たり **再任用短時間勤務職員**の採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第 9 条の 2 条例第 13 条第 1 項第 2 号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表の日数欄に掲げる日数（**再任用短時間勤務職員**にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において国家公務員等（条例第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が **再任用**

議題:第 10 号

職員

である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

- 2 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。
 - (1) 地方住宅供給公社法（昭和 4 0 年法律第 1 2 4 号）に規定する地方住宅供給公社
 - (2) 地方道路公社法（昭和 4 5 年法律第 8 2 号）に規定する地方道路公社
 - (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）に規定する土地開発公社
 - (4) 沖縄振興開発金融公庫
 - (5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人
 - (6) 前各号に掲げる法人のほか、教育委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの
- 3 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める学校職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となったものとする。
- 4 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める日数は、2 0 日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当

職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。第 4 項において同じ。）

である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

- 2 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。
 - (1) 地方住宅供給公社法（昭和 4 0 年法律第 1 2 4 号）に規定する地方住宅供給公社
 - (2) 地方道路公社法（昭和 4 5 年法律第 8 2 号）に規定する地方道路公社
 - (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）に規定する土地開発公社
 - (4) 沖縄振興開発金融公庫
 - (5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人
 - (6) 前各号に掲げる法人のほか、教育委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの
- 3 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める学校職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となったものとする。
- 4 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める日数は、2 0 日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当

議題:第 10 号

該日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が**定年前再任用短時間勤務職員**である場合にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

- 5 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める日数とする。

(年次有給休暇の単位)

第 1 1 条 年次有給休暇は、1 日を単位とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、半日(**定年前再任用短時間勤務職員**にあっては、1 日)又は 1 時間を単位とすることができる。

- 2 半日を単位とする年次有給休暇は、その休暇が、休憩時間をはさんで前半の場合には 3 時間 30 分、後半の場合には 4 時間 15 分として計算し、次項に規定する 1 時間を単位とする年次有給休暇に通算し、日に換算する。

- 3 1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって 1 日とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 7 時間 45 分
- (2) **定年前再任用短時間勤務職員** (1 週間ごとの勤務日の日数及び勤

該日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が_____**再任用職員**である場合にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

- 5 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める日数とする。

(年次有給休暇の単位)

第 1 1 条 年次有給休暇は、1 日を単位とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、半日(_____**再任用短時間勤務職員**にあっては、1 日)又は 1 時間を単位とすることができる。

- 2 半日を単位とする年次有給休暇は、その休暇が、休憩時間をはさんで前半の場合には 3 時間 30 分、後半の場合には 4 時間 15 分として計算し、次項に規定する 1 時間を単位とする年次有給休暇に通算し、日に換算する。

- 3 1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって 1 日とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 7 時間 45 分
- (2) _____**再任用短時間勤務職員** (1 週間ごとの勤務日の日数及び勤

議題:第 10 号

務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものに限る。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数 (1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(3) **定年前再任用短時間勤務職員** (前号に掲げるものを除く。) 7 時間 4 5 分

4 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

別表 (第 9 条の 2 関係)

在職期間	日数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	1 0 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	1 2 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	1 3 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	1 5 日
9 月を超え 1 0 月に達するまでの期間	1 7 日
1 0 月を超え 1 1 月に達するまでの期間	1 8 日
1 1 月を超え 1 年未満の期間	2 0 日

務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものに限る。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数 (1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(3) **再任用短時間勤務職員** (前号に掲げるものを除く。) 7 時間 4 5 分

4 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

別表 (第 9 条の 2 関係)

在職期間	日数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	1 0 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	1 2 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	1 3 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	1 5 日
9 月を超え 1 0 月に達するまでの期間	1 7 日
1 0 月を超え 1 1 月に達するまでの期間	1 8 日
1 1 月を超え 1 年未満の期間	2 0 日

議題:第 10 号

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員（甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年9月条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第9条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項の規定を適用する。

議題：第10号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第9条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項並びに第3項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年9月条例第31号。以下この項において「改正条例」という。）附則第3項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用短時間勤務職員（改正条例附則第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以

議題：第10号

下同じ。)とみなして、この規則による改正後の第9条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第4項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第7条第2項並びに第9条並びに第9条の2第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第11条第1項及び第3項(第1号を除く。)の規定を適用する。

議題：第 11 号

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則（昭和 5 3 年教育委員会規則第 1 号）新旧対照表

改正後（案）						現行					
○甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則						○甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則					
昭和 5 3 年 3 月 3 0 日						昭和 5 3 年 3 月 3 0 日					
教委規則第 1 号						教委規則第 1 号					
第 1 条（略）						第 1 条（略）					
（支給対象及び支給額）						（支給対象及び支給額）					
第 2 条 手当の月額は、条例第 2 7 条の 2 第 1 項に規定する職員に対し、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額とする。						第 2 条 手当の月額は、条例第 2 7 条の 2 第 1 項に規定する職員に対し、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額とする。					
第 3 条（略）						第 3 条（略）					
第 4 条（略）						第 4 条（略）					
<u>附 則</u>						<u>（新設）</u>					
<u>（施行期日等）</u>											
<u>この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>											
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
高等学校教育職給料表の適用を受ける者						高等学校教育職給料表の適用を受ける者					
職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級

議題：第11号

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	再任 用職 員 以 外の 職員		円	円	円	円
	1～4	2,000	2,500	5,100	6,800		1～4	2,000	2,500	5,100	6,800
5～8	2,000	2,600	5,200	6,900	5～8	2,000	2,600	5,200	6,900		
9～12	2,100	2,800	5,400	7,100	9～12	2,100	2,800	5,400	7,100		
13～16	2,200	2,900	5,500	7,200	13～16	2,200	2,900	5,500	7,200		
17～20	2,300	3,000	5,700	7,400	17～20	2,300	3,000	5,700	7,400		
21～24	2,400	3,200	5,900	7,500	21～24	2,400	3,200	5,900	7,500		
25～28	2,600	3,300	6,000	7,600	25～28	2,600	3,300	6,000	7,600		
29～32	2,700	3,500	6,100	7,700	29～32	2,700	3,500	6,100	7,700		
33～36	2,800	3,700	6,300	7,900	33～36	2,800	3,700	6,300	7,900		
37	2,900	3,800	6,400	8,000	37	2,900	3,800	6,400	8,000		
38～40	2,900	3,800	6,400		38～40	2,900	3,800	6,400			
41～44	3,100	4,100	6,600		41～44	3,100	4,100	6,600			
45～48	3,200	4,300	6,800		45～48	3,200	4,300	6,800			
49～52	3,300	4,500	6,900		49～52	3,300	4,500	6,900			
53～56	3,400	4,800	7,000		53～56	3,400	4,800	7,000			
57～60	3,500	4,900	7,100		57～60	3,500	4,900	7,100			
61～64	3,600	5,100	7,200		61～64	3,600	5,100	7,200			
65～68	3,700	5,300	7,300		65～68	3,700	5,300	7,300			
69～72	3,800	5,400	7,400		69～72	3,800	5,400	7,400			
73～76	3,900	5,500	7,500		73～76	3,900	5,500	7,500			
77	4,000	5,600	7,500		77	4,000	5,600	7,500			

議題：第11号

78~80	4,000	5,600		
81~84	4,100	5,800		
85~88	4,100	5,900		
89~92	4,200	6,100		
93~96	4,300	6,200		
97~100	4,400	6,300		
101~104	4,400	6,400		
105~108	4,500	6,500		
109~112	4,500	6,600		
113~116	4,600	6,700		
117~120	4,700	6,800		
121~124	4,700	6,900		
125~128	4,800	6,900		
129~132	4,900	6,900		

78~80	4,000	5,600		
81~84	4,100	5,800		
85~88	4,100	5,900		
89~92	4,200	6,100		
93~96	4,300	6,200		
97~100	4,400	6,300		
101~104	4,400	6,400		
105~108	4,500	6,500		
109~112	4,500	6,600		
113~116	4,600	6,700		
117~120	4,700	6,800		
121~124	4,700	6,900		
125~128	4,800	6,900		
129~132	4,900	6,900		

議題：第11号

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則（昭和53年3月規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表高等学校教育職給料表の適用を受ける者中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議題：第12号

甲府市学校職員の勤務時間に関する規程（平成4年教育委員会規程第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="327 421 857 448">○甲府市学校職員の勤務時間に関する規程</p> <p data-bbox="869 475 1104 502">平成4年7月24日</p> <p data-bbox="920 528 1104 555">教委規程第3号</p> <p data-bbox="241 580 383 608">第1条（略）</p> <p data-bbox="241 633 1093 754">第2条 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休暇時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり15時間30分から31時間までの範囲内で、校長が定める。</p> <p data-bbox="241 780 517 807">第3条から第8条（略）</p> <p data-bbox="320 833 398 860">附 則</p> <p data-bbox="271 885 824 912"><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1220 421 1751 448">○甲府市学校職員の勤務時間に関する規程</p> <p data-bbox="1760 475 1995 502">平成4年7月24日</p> <p data-bbox="1812 528 1995 555">教委規程第3号</p> <p data-bbox="1133 580 1274 608">第1条（略）</p> <p data-bbox="1133 633 1982 754">第2条 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休暇時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり15時間30分から31時間までの範囲内で、校長が定める。</p> <p data-bbox="1133 780 1408 807">第3条から第8条（略）</p> <p data-bbox="1144 833 1223 860"><u>（新設）</u></p>

議題：第12号

甲府市学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

甲府市学校職員の勤務時間に関する規程（平成4年7月規定第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議題：第13号

甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程（平成4年教育委員会規程第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="327 421 943 448">○甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程</p> <p data-bbox="869 475 1099 502">平成4年7月24日</p> <p data-bbox="920 528 1099 555">教委規程第4号</p> <p data-bbox="241 580 383 608">第1条（略）</p> <p data-bbox="282 633 517 660">（1週間の勤務時間）</p> <p data-bbox="241 686 1093 807">第2条 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休暇時間を除き、4週を超えない期間につき1週間あたり15時間30分から31時間までの範囲内で、校長が定める。</p> <p data-bbox="241 833 517 860">第3条から第8条（略）</p> <p data-bbox="320 885 405 912">附 則</p> <p data-bbox="271 938 824 965"><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1223 421 1839 448">○甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程</p> <p data-bbox="1753 475 1984 502">平成4年7月24日</p> <p data-bbox="1805 528 1984 555">教委規程第4号</p> <p data-bbox="1137 580 1279 608">第1条（略）</p> <p data-bbox="1178 633 1413 660">（1週間の勤務時間）</p> <p data-bbox="1137 686 1986 807">第2条 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休暇時間を除き、4週を超えない期間につき1週間あたり15時間30分から31時間までの範囲内で、校長が定める。</p> <p data-bbox="1137 833 1413 860">第3条から第8条（略）</p> <p data-bbox="1144 885 1229 912"><u>（新設）</u></p>

議題：第13号

甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程
甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程（平成4年7月規定第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。